



## 基本目標1 脱炭素社会の構築

地球温暖化や気候変動は、地球全体に深刻な影響を及ぼす問題であり、規模が大きい上に、様々な問題が複雑に絡み合い、その解決は容易ではない。しかしながら、人類の生存に関わる非常に重要な問題であるため、その解決に向けて国際社会が協働して取り組まなければならない。

このため、温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）を推進するとともに、気候変動の影響への適応（適応策）や環境負荷の少ない持続可能なまちづくりを通じて、各都市と連携した地球温暖化対策を着実に進め、脱炭素社会の構築を目指す。



## 1 温室効果ガス排出量の削減策（緩和策）の推進

- (1) 省エネルギー対策の推進
- (2) 再生可能エネルギーの導入等の促進
- (3) エネルギーの地産地消の促進
- (4) 脱炭素社会の構築に向けた社会経済システムへの転換
- (5) 代替フロン対策の推進
- (6) 二酸化炭素の吸収源対策等の推進

## 2 気候変動の影響への適応（適応策）の推進

- (1) 気候変動とその影響への認識・理解の向上
- (2) 気候変動リスクに対する強靭性（レジリエンス）を備えたまちづくりの推進
- (3) 気候変動とその影響に関する調査研究等の推進

## 3 環境負荷の少ない持続可能なまちづくり

- (1) 水辺と緑を生かしたまちづくりの推進
- (2) 環境負荷の少ない交通体系等の整備
- (3) 集約型都市構造への転換

## 基本目標2 ゼロエミッションシティ広島の実現

私たちの豊かな暮らしは、多くの資源とエネルギーに支えられている一方で、大量生産・大量消費の社会経済活動等により、資源の枯渇や廃棄物の大量発生といった問題が生じている。

本市のごみ排出量は減少傾向にあるが、ごみの一層の削減とリサイクルの推進が求められていることに加え、食品ロスやプラスチックごみといった世界的な問題への対応も強化していく必要がある。

このため、ごみの減量・リサイクル等やごみのないきれいなまちづくり、プラスチックごみ対策を推進し、循環型社会の形成を図るとともに、ゼロエミッションシティ広島の実現を目指す。



## 1 ごみの減量・リサイクル等の推進

- (1) ごみの減量・リサイクルの推進
- (2) 食品ロスの削減
- (3) ごみの適正処理の推進

## 2 ごみのないきれいなまちづくりの推進

- (1) 清掃活動の推進
- (2) ぼい捨て・不法投棄防止対策の推進

## 3 プラスチックごみ対策の推進

- (1) プラスチックごみの発生抑制
- (2) プラスチック製品のリユース・リサイクルの促進
- (3) 海洋プラスチックごみ対策の推進

## 基本目標3 豊かな自然環境の保全

## 【生物多様性地域戦略、流域水循環計画に位置付け】

本市は、百万人を超える人口を擁する都市でありながら、太田川河口デルタを流れる6本の川、南側の瀬戸内海、北側の緑濃い山々等、水と緑に代表される豊かな自然に恵まれている。

このような恵まれた自然環境を維持向上させ、将来世代に継承するため、引き続き、健全な水循環の確保、緑の保全、生物多様性の確保を通じて、豊かな自然環境の保全を図る。



## 1 健全な水循環の確保

- (1) 水源涵養機能の維持向上
- (2) 炭素や栄養塩の健全な循環の維持
- (3) 水辺の保全・再生・創出

## 2 緑の保全

- (1) 森林の保全
- (2) 農地の確保・保全
- (3) 市街地の緑の保全

## 3 生物多様性の確保

- (1) 生態系の多様性の確保
- (2) 種の多様性（種間の多様性）の確保
- (3) 遺伝子の多様性（種内の多様性）の確保
- (4) 生物多様性に関する普及啓発

## 基本目標4 健全で快適な生活環境の保全

高度経済成長期の産業型公害や安定成長期の都市生活型公害など、顕在化する環境問題に対しては、関係法令等の整備や各種対策などが講じられ、一定の成果を挙げてきた。

今後も、こうした環境問題から市民の健康を守り、快適な生活環境を維持するためには、大気環境や水環境の保全などに継続的に取り組む必要がある。このため、引き続き、大気質や水質等の維持向上に努め、健全で快適な生活環境の保全を図る。



## 1 大気環境の保全

- (1) 大気汚染の状況の監視
- (2) 自動車排出ガス対策の推進
- (3) 工場・事業場の排出ガス等対策の推進
- (4) 悪臭の防止

## 2 水環境・土壤環境の保全

- (1) 水質汚濁等の状況の監視
- (2) 生活排水対策の推進
- (3) 工場・事業場の排水対策の推進
- (4) 水質浄化の推進
- (5) 水質保全に係る広域的な取組の推進
- (6) 土壤汚染対策の推進

## 3 有害化学物質等の対策の推進

- (1) 有害化学物質等による汚染の状況の監視
- (2) 有害化学物質等の発生源対策の推進
- (3) PRTR制度による対策の推進

## 4 騒音・振動の規制

- (1) 騒音等の状況の監視
- (2) 騒音等発生源対策の推進

## 基本目標5 環境保全に主体的に取り組む社会の形成

## 【環境教育等行動計画に位置付け】

本市を取り巻く環境問題は、ごみや騒音といった身近なものから、気候変動や生物多様性の危機といった地球規模のものまで多岐にわたる。環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる主体が環境への意識を持ち、環境に配慮した具体的な行動に主体的に取り組み、行政はその取組が継続・拡大するよう支援していくことが求められている。また、協働の取組の拡大は、基本目標1から4に掲げる施策の方針の着実な展開を支える基盤であるとともに、本計画全体の推進力となる。

このため、環境教育・学習の推進や環境保全活動の促進を通じて、環境保全に主体的に取り組む社会の形成を図り、基本目標1から4の目標達成を下支えすることで、環境像の実現へつなげる。



## 1 環境教育・学習の推進

- (1) 学校や家庭における環境教育・学習の推進
- (2) 職場や地域における環境教育・学習の推進
- (3) 自然との触れ合い施設の活用
- (4) 自然と触れ合える森林の整備

## 2 環境保全活動の促進

- (1) 連携・協働による環境保全活動の促進
- (2) 環境保全活動への支援
- (3) 環境保全の普及啓発

## 第4章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

市民、事業者、行政等の各主体が、それぞれの役割を意識し、互いに連携しながら、協働して本計画を推進する。また、「広島市環境審議会」において、専門的な見地からの意見を聴取することで、本計画の的確な実施を図る。

## 2 計画の進行管理

P D C Aサイクルにより進行管理を行い、進捗状況について、毎年度、広島市環境審議会に報告・公表する。また、基本条例に基づく年次報告書を作成し、ホームページ等で公表する。